

農政産業観光委員会会議録

日時 平成25年6月14日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後2時19分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田松幸
委員 武川 勉 河西 敏郎 桜本 広樹 皆川 巖
渡辺 英機 鈴木 幹夫 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 堀内 久雄 観光部理事 青嶋 洋和 観光部次長 赤池 隆広
観光企画・ブランド推進課長 塚原 稔 観光振興課長 仲田 道弘
観光資源課長 荒井 洋幸 国際交流課長 佐野 宏

農政部長 山里 直志 農政部次長 橘田 恭 農政部技監 有賀 善太郎
農政部技監 樋川 宗雄 農政総務課長 相原 正志 農村振興課長 小幡 保貴
果樹食品流通課長 小野 光明 農産物販売戦略室長 丹澤 尚人
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 河野 候光
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 渡邊 祥司

産業労働部長 矢島 孝雄 産業労働部理事 高根 明雄 産業労働部次長 小林 明
産業労働部次長(産業支援課長事務取扱) 平井 敏男
労働委員会事務局長 市川 由美
産業政策課長 石原 啓史 海外展開・成長分野推進室長 櫻井 順一
商業振興金融課長 立川 弘行 産業集積推進課長 依田 正樹
労政雇用課長 半田 昭仁 産業人材課長 遠藤 克也
労働委員会事務局次長 小俣 芳久

公営企業管理者 安藤 輝雄 エネルギー局長(企業局長併任) 松谷 荘一
企業理事 西山 学 企業局次長 伊藤 好彦
エネルギー政策課長 小島 徹
企業局総務課長 渡辺 恭男 企業局電気課長 仲山 弘

議題(付託案件)

第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

第84号 六次産業化農業団地整備モデル事業施行に伴う市町村負担の件

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

請願第23-6号 「TPP(環太平洋連携協定)交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願23-3号、請願23-6号及び請願23-13号については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光部関係、農政部関係、産業労働部・労働委員会関係、エネルギー局・企業局関係の順に行うこととし、午前10時03分から午前10時59分まで観光部関係、休憩をはさみ午前11時16分から午後0時7分まで農政部関係、休憩をはさみ午後1時15分から午後1時44分まで産業労働部・労働委員会関係、さらに休憩をはさみ午後2時00分から午後2時19分までエネルギー局・企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 観光部

※第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(観光地二次交通強化モデル事業費補助金について)

皆川委員

マル臨の観光地二次交通強化モデル事業費補助金につきましてお伺いします。今まで観光地における二次交通の活性化ということは、市町村などに補助金を出して民間事業者が実施していたところがあったわけですが、いろいろ聞いてみますと、一部を除いていずれも大変運営が厳しいという状況にあるわけですよ。そういう中で今回、やまなし観光推進機構が事業主体になって、特に峡東地域においてやるということですが、この辺の狙いと内容を聞かせてください。

仲田観光振興課長 当事業の狙いですが、毎年実施しております県の観光客への満足度調査では、二次交通につきまして極めて低い満足度となっております。約3割のお客様が不満足という答えを出しております。これはほかの自然環境や温泉などに比べて極めて高い比率となっております。こちらにつきまして、何とかしようということが大きな狙いがございます。

それともう一つは、観光客の皆様方が団体で来るのではなくて、非常に少人数のグループで来ておりますので、タクシーにつきまして何とか二次交通に組み込んで実施していこうということがございます。

それで、どこが一番モデルとしてふさわしいかということを考えたときに、やはりアルコールを飲んで車の運転はできないので、そのエリアとして峡東地域ということ、温泉があるということから峡東地域でこの事業をモデルとしてやらせていただくことといたしました。

皆川委員

アルコールを飲む、試飲をすることもするというのでタクシーということですが、マイクロバスではなくて、なぜタクシーにしたのですか。

仲田観光振興課長 この事業はやまなし観光推進機構が、メンバーでありますタクシー協会、あるいは石和温泉観光協会と一緒にやる事業で、マイクロバスについても検討したわけですが、経費の面で周遊するのは無理があると。ワイナリーに来るお客様もグループで三、四人のメンバーということで、タクシーの活用を考えたわけがございます。

皆川委員

大体わかりましたが、今、富士山の世界遺産登録で、非常に富士北麓方面の観光が注目されているし、観光客もさらに増加すると思っておりますけれども、なぜこの時期にそちらを選ばないで峡東地区を選んだのですか。

仲田観光振興課長 県内の二次交通、公共交通機関の満足度におきまして、富士北麓地域は極めて高い満足度がございます。と申しますのは、既に河口湖、山中湖、西湖、本栖湖、精進湖等の観光地に対してバスの周遊がもう十分に行われております。こちらにつきましては、国中地域のワインをテーマとした二次交通を充実させることで、次の日に、富士北麓地域から石和温泉に泊まっていたいただいて、そこで峡東のワイナリーを巡れるということでモデル地域として適切ではないかと。

石和温泉につきましては、かねてからワインをテーマといたしまして温泉地づくりをしようということで、例えば昨年度からワンコイン、500円で県産ワインを持ち込めるキャンペーンを始めておりまして、既に数百名の方が利用されています。何としても特徴ある温泉地としてワインをテーマにしようということで、今回、この峡東方面でワインにかかわる二次交通のモデル事業を実施しようということでございます。

皆川委員　では、このモデル事業で成功したといたしますか、誘客が採算面である程度、成果を上げた場合には、これはあくまでもモデル事業ですので、これを一般的に他の観光地にも実施していくということですか。そういう気持ちがあるということですか。

仲田観光振興課長　今回の狙いはまさしくそこにございまして、少人数になってきております観光客の団体に対して、タクシーをどう活用していくかというのが非常に大きな課題でございます。これらの成果を十分検証いたしまして、ほかの地域、例えば下部温泉地域、あるいは甲府周辺地域等への活用が考えられないかというところまで含めて、今回事業を実施するものでございます。

皆川委員　二次交通という問題は、特に甲府の場合は、大型バス駐車場がないんですよ。そこで例えば甲州夢小路ができて、大型観光バスが入るスペースがないから、どうしてもこの間の信玄公祭りみたいに、緑が丘の体育館の前の駐車場までバスが行ってしまうわけですよ。そこからマイクロで運ぶというようなことを現実にやっているわけです。それであるならば、夢小路にしても甲府城にしても、大型観光バスがとまれないから、どこか遠くへ置く場所を確保して、そこからタクシーなりマイクロで、まさに二次交通ということで大いに活用してもらわないと意味がないと思います。最後に、その活用についてお誓いいただければありがたいですが、いかがですか。

仲田観光振興課長　委員がおっしゃるとおり、精いっぱい成果を出しまして、ほかの地域に活用できるような形にしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

桜本委員　この141万8,000円という積算の根拠、例えば、これによってどれだけの人をどれだけの回数、拾えるのか。それによって効果がどのぐらい生まれるのか。その金額的な積算の根拠を挙げていただけますか。

仲田観光振興課長　積算の根拠でございますが、当事業は先ほど申し上げましたように、やまなし観光推進機構が関連団体と一緒に自主的に行う事業でございまして、10月から11月過ぎの土曜日、日曜日、祝祭日に、今のところ計画ではタクシー五、六台程度を石和温泉の4カ所、あるいは勝沼のワイナリーの4カ所を回す予定でございます。そうしますと、大体経費的には500万円程度の経費がかかります。プラスして、私ども県で御支援申し上げますのは、石和温泉のお客様に告知するポスターであるとかパンフレットであるとか、そういうものの経費が約90万円。それから、事業検証経費、ほかの地域にこの事業の成果を広げていくための分析経費が50万円、計140万円の試算となっております。

桜本委員　今、ほかの地域ということもお話しされましたけれども、今回、臨時ということで6月の補正予算で盛られたわけですが、やっぱり場所によってとらえ方というのは違うと思います。身延山周辺でやったときと、この峡東地域というのは、

場所によって観光客の意味が違うと思うんです。ですから、このデータがほかの地域につながるかという、なかなか難しい部分もあると思います。

そんな中で、今回の峡東地域も臨時で1回予算を盛るだけなのか、あるいは場合によっては2年、3年続けてみたいのか。今後の見通しについて、やってみなきゃわからないということなのか、あるいは来年は当初予算にも盛っていききたいのか、あるいはほかの地域に対してどういったものを考えているのか。将来の見通しも含めて御回答いただけますか。

仲田観光振興課長 将来の見通しでございますが、本事業につきましては、やまなし観光推進機構が旅行商品として来年度以降も続けていくものと考えております。特に、販売につきましては、JTBと協力して強く首都圏に対して打っていきたいということをおっしゃっております。

そして、ほかの地域に対する考え方でございますが、確かに場所によって旅行の形態が違いますので、それに合わせてということになります。ベースとしてタクシーを使った場合の問題点が今回の事業で明らかになってくるかと思われまします。そして、営業の採算収支につきましても明らかになってくるかと思われまします。そういう中で、そのデータをほかの地域、市町村や市町村観光協会などにお示しいたしまして、当地域でのそれぞれの地域での活用について提示していきたくて考えております。

桜本委員 先ほど答弁の中で、4カ所ほどのワイナリーということも発言されましたが、峡東地域には数十というワイナリーがありますが、そういったほかの、今回この中に盛られていないワイナリー等に対する公平性というか、意向調査というものはどのように検討されてきているのでしょうか。

仲田観光振興課長 勝沼地域には二十数カ所のワイナリーがございます。この中で、タクシーを4カ所にとめることにおいて、近隣のワイナリーを含めて大体12カ所ぐらいのワイナリーがカバーできる計算になっております。ですから、4カ所だけのワイナリーのためということではなくて、勝沼地域のワイナリーに送客するというのが基本的な考え方でございますが、どちらかと申しますと、石和温泉がワインに特化した温泉地になっていくという事業でございます。ワイナリーの選定については、機構といたしましてはできるだけ地元の勝沼ワイン協会と協議をしながら、多くのワイナリーに行けるような場所に停車位置を決めるということを考えております。

桜本委員 最後になりますが、これを利用された観光客、そして利用された施設等の意識調査というか満足度調査の点については、どんなふうなお考えでしょうか。

仲田観光振興課長 今、委員がおっしゃられたのはとても重要な点でございます。それがこの事業の評価になってくるかと思ひます。その事業の満足度を含めまして、いろいろな方々の御意見を、こんな事例があってよかった、悪かったということで修正するとともに、他地域の観光協会の事例として報告をさせていただきたいと思ひます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

土橋委員

(世界文化遺産登録後の富士山を中心とした観光振興について)

富士山の世界文化遺産、間違いなくなるものと思われまます。山梨県の宝が日本の宝になって、世界の宝になるということで、我々は大喜びしていますけれども、あまり人が来過ぎては困るというような報道もあります。きのうかおとといのテレビでは、石見銀山は世界遺産になって、保全しなければならないということで、途中から交通規制がされていて、私の聞き間違いかもしれませんが、観光客が20万人も減ったというようなことをニュースで言っていました。

世界遺産を保全するためには、観光客にどんどん来られては困るというような感じを受けるところもありますが、やっぱり観光客が来てくれなきゃ、世界遺産になって何で喜んだのかなど。観光客が来て、できれば、眺めているだけじゃなくて泊まっていたらいい、もっともっと大事なのは、富士山の周りだけじゃなくて甲府のほうまで来ていただきたい。おとといの代表質問の中でも、北杜のほうも大事にしてほしいという話も出ました。私たちからすると、日本一の山を見て、日本一の渓谷の昇仙峡まで見ていただければ、必ず泊まる形の観光になるのではないかなんかということを感じています。この守らなければならない部分と、観光振興の部分についてのスタンスは、どう考えていますか。

仲田観光振興課長 守らなければならないところと、多くの方に見ていただいて満足していただくということですが、富士山の場合、年間、富士北麓には大体1,500万人ぐらいのお客様に来ていただいております。これまでの世界遺産の箇所を見ますと、京都で5,000万人、奈良で1,800万人、日光で800万人、今おっしゃられました石見銀山につきましては2010年で50万人のお客様が来て、これでも満杯ということですよ。やはり富士山頂は非常に満杯になって、これは守らなければいけないエリアでございますが、ほかの構成資産を含めたところはまだまだ多くの方々に来ていただく許容があるかと思っております。当然、それぞれの構成資産は守っていかなければなりません、ここは多くの方に来ていただいて観光振興を図っていただける場所だと考えております。

それから、こちらの富士北麓に来たお客様を甲府盆地、あるいは周辺に誘導していくということですが、既に去年の9月、そしてことしの2月に観光商談会が東京、大阪、名古屋でございまして、富士山以外にもこういうところが山梨にはあるんだということで、旅行商品をつくっていただきたいということを重ねて申し上げてきております。中には、石和温泉にお泊まりいただいて構成資産候補を回るというツアーが既に行われて、非常に好評だと聞いております。今回、四国や九州などからのツアーも予約が入っているように聞いておりますので、富士北麓地域以外のところでもお泊まりいただくようなツアーを計画していただいております。

その守らなければいけない点と、もっともっと来ていただきたいところがありまして、富士山の場合は京都、奈良に次ぐ大きな観光地だと考えておりますので、そういう形で今後の観光ができるのではないかと考えております。

土橋委員

人が多く来ると困るということで入山料も取ろうという話もあって、例えば高額な入山料を取れば、それなりの人数に減るような話も出てきます。今、言ったように、甲府のほうまで来てくれれば、ワインツーリズムだとか、フルーツ王国

やまなしを堪能してもらえないいろいろな企画もできると思いますから、ぜひその辺のところをよろしくお願いします。

それから、去年、おもてなしのやまなし観光振興条例ができて、みんなでバッジをつけたりしましたが、あれをただつくただけで絵に描いた餅にしないようにお願いします。ぜひ、他県から来てくれた人たちに喜んでもらって、今度は家族を連れてこようとか、また来たいなどと思ってもらえるような体制を、全体に浸透させてもらいたい。全く浸透していないところもあると思いますから、ぜひ全体に浸透させてもらいたいと思います。

桜本委員

世界遺産の問題で、今、入山料の問題とかその辺のことが議論されているところですが、それにも増して、これからの富士山に対するビジョンが見えてこない部分があります。まだカンボジアのほうで決定されていない時期ですが、9月の補正予算に向けて富士山の今後の観光について、山梨県としてどういうふうに力を入れていくのか。その辺の将来像というものをどんなふう考えているのか。先が見えるような政策を出していかないと、何かここまでで終わりなのかと捉えられてしまいそうな気がします。

多方面にわたって、このすばらしさというものを日本だけでなく世界に対して発信していくためには、やはり政策的な、戦略的な長期ビジョンが必要かと思いますが、どのように考えているのかお答えください。

仲田観光振興課長

富士山の長期的なビジョンでございますが、当然、世界遺産登録されますと、世界中の注目が集まります。それに伴いまして、これまではアジア中心の観光客の皆様方が、アメリカ、ヨーロッパを含め全世界から訪れるようになります。そうなりますと、国際的な観光地といたしまして知事がイメージしております日本のスイスというような形で、富士山地域を含めた山梨をグレードアップしていく観光地として育てていかなければならないと思っております。

そのために、外国人に対するおもてなしの充実を図り、なおかつ景観やトイレ、外国語表記の看板といった整備を充実してまいりたいと考えております。

桜本委員

私が戦略的というのは、そういった狭い内容ではありません。例えば富士山を中心とした短期的なステイ、長期的なステイに対応できるようにしていくとか、あるいは国際会議場としての機能を持たせるというふうに、多方面にわたって富士山を発信していかなければならないと思うんです。そしてまた、世界や山、自然遺産等の連携など、多岐にわたってくると思います。それも観光的な分野ではなくて、例えば水の問題など、総合的な個々の戦略というものを考えてもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

仲田観光振興課長

富士山の長期ビジョンにつきましては、3年ほど前に企画県民部のほうが中心になって考えておまして、今、おっしゃったように、外国のお客様が長期滞在するような場所、あるいは国際会議が開催できるような場所として、日本のスイスのような形にしていきたいというビジョンがございます。

当然、これに基づきまして観光部といたしましても、先ほど申し上げました具体的な施策の展開を図っていくところでございます。特に国際会議につきましては、先日、コモンズ学会の約400名にわたる参加者がある国際会議が行われましたけれども、そういうものの開催を積み重ねることで、あの地域が国際的な観光都市になっていくと考えております。

渡辺委員

平成15年の小泉内閣のとき、ビジット・ジャパンということで観光立国がス

スタートしました。その明るる年に観光立県やまなしということで観光部が設立されて、今、この時期に至って富士山文化遺産登録がまさに秒読みに入っているわけですがけれども、感無量で、観光部のこれまでの歩みを思うと本当にうれしい限りです。

大事なことは、登録の後の闘いです。今、いろいろな質問が出ましたけれども、まさに山梨にとってみれば、これから富士山とともに、永遠にと申しますか、観光推進をしながら歩いていくということでございますから、ロングスパン的な考え方ということも当然大事になってくるわけです。

その中でお伺いしたいのは、観光業者、当然ここが当事者ですけれども、多くの観光客を迎えて、一般の住民にとってみれば車の渋滞だとか迷惑的な思いもあるわけですが、地元の住民に観光客を温かく迎えてもらうために、どういう配慮をしようとしているのか、もし計画がありましたら考え方を伺いたいと思います。

塚原観光企画・ブランド推進課長 世界遺産登録ということで、多くの国内外の観光客の皆様がおいでになるということが予想されるわけでございます。こういう機会をとらえまして、ぜひ山梨の魅力を発信していくということも大事ですが、いらっしやった方々を県民総参加で温かくお迎えする機運の醸成というものが、やはり大変重要だと考えています。いらっしやった方たちで道が混雑してしまうという捉え方ではなくて、できればそういう方たちに温かい気持ちで道を譲るとか、御案内申し上げるとか、そういう機運の醸成を図ってまいりたいと考えています。

渡辺委員

それが非常に大事なことなんですよ。日本一のリピート率を誇る観光地、大分の湯布院に行ったときに、今も心に残っていることがあります。観光業者でない人に道を聞いて教えてもらいました。そうしたら、その教えてくれた人が、我々が着くまでずっと見守ってくれたんです。あの姿に本当に胸が熱くなりました。これがやっぱり一番大事なことかなと思いました。

これから山梨県というか我が国は、富士山とともに歩むわけですがけれども、地元の人に、以後ずっと観光の尊さ、あるいはいろいろな意味で観光学ということの子供のときから教えていくことも大事かなと思います。そして、言われたからおもてなしをするんじゃなくて、おもてなしをすることが県の発展に続いたり、人としての最も大事なことなんだということを、学校の教育現場でも教えていただければ大変ありがたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

塚原観光企画・ブランド推進課長 委員御指摘のとおりでございます。やはりおもてなしの根本となるものは、その地域、郷土にまず愛着を持つ。そして、それを誇りに思うというところから始まっていくという理解をしまして、そのためには小さいころからその地域の宝を知る。そういうことが大事だということで、今年度の新しい事業といたしまして、小学校4年生を対象として、おもてなしの大切さや観光の大切さというものを学習教材として御提供させていただこうということで、今、その作成に入っています。それを県下の小学校でお使いいただいて、ぜひ役立てていきたいと考えています。

渡辺委員

その話は非常にうれしいですね。ぜひ推進を頑張っていただきたいなと思います。

富士山観光を考えれば、今まで地元の業者が長年頑張ってきた。やっと行政が後からスタートして、ここで富士山世界文化遺産の登録ということで、少し推進力の中心になってきたかなと思いますが、これからがやっぱり本番です。

いろいろな考え方はあろうかと思いますが、もう一つ大事なことは、富士山というこのメインテーマだけじゃなくて、その裾野に広がる、例えば上九一色には牧場があったり、あるいは河口湖や山中湖など5つの湖があったり、あるいは忍野村には田園地帯が広がっているということで、それぞれ地域に特色があるわけです。連携プレーも大事ですけども、地域の特色に光を当てながら、そこを一つ一つボルテージを上げていく。そして、やっぱり富士山の裾野ってどこに行ってもいいよというようなことが、これから大事になってくるだろうと。それが質の高い観光地につながっていくのだろうと思いますけれども、この点の考え方はどうでしょうか。

仲田観光振興課長 富士山の裾野の観光地をもっともっとPRしていきなさいという激励だと思いますが、情報発信の方法といたしまして、毎月、東京のレジャー記者クラブに情報を投げております。こういうところでそれぞれの構成資産の魅力、あるいは観光地の魅力を個別に訴えてまいりたいと思います。

それから、観光商談会というのがございまして、大手の代理店から全国の小さな代理店まで集まる商談会が東京、大阪、名古屋で開催されます。ここには各観光事業者プラス観光協会、市町村も出品いたしまして、地域の観光の魅力を発信いたしまして、旅行商品に造成していただくという取り組みも継続して実施してまいりますので、今後とも強力に情報発信をしてまいりたいと思っております。

渡辺委員 いいお話を伺いました。ありがとうございます。

最後になりますが、さっき桜本委員も言われましたけれども、国際会議的なそういう場所になるということで、これはぜひ頑張っていたいただきたいのですが、お願いしたいのは湖です。5つの湖の水が汚れてきているということがあります。やっぱりきれいな湖でいい水を見るということは、訪れる観光客にとりましては大変な喜びだと思います。これは観光部でできることなのかわかりませんが、いろいろな提案をしながらそこは進めてもらいたいのですが、ここの考え方があればお願いします。

堀内観光部長 五湖の美しい水をこれまで以上に、これからもというお話でございましてけれども、観光部が水質浄化というテーマはなかなか、直接携わるといってわけにはまいりませんが、関係部局等ともしっかり連携をいたして、魅力がこれからも続くようにぜひ努めさせていただきたいと思っております。

武川委員 ここは観光部というところですから、質問の制約もあるわけですけども、これまでにも本会議にしる当委員会にしる、いろいろお話が出てきて、世界文化遺産登録が山梨に、また、当該地域に経済効果をもたらすだろうと言われております。一方で、例えば企業におけるISOは、ISO取得後の企業のいろいろなテーマに対する努力が重要で、ISOの認証後のほうがむしろ大変だというような話もあります。また、市町村合併のときに、多くの人は市町村合併することが、地域の活性化あるいはまちづくりの目的であるような錯覚をして、それはあくまでも手段、方法なのですが、市町村合併をすれば自分たちの町がよくなるんだというような感じもありました。結果として小さい町村に至っては、財政の面では非常にそれぞれ役立ったかもしれませんが、間違いなく小さい町村は住民サービスが低下して、一部の地域では、市町村合併ってこんなはずじゃなかったというような声もときに聞こえてきます。

ですから、私たちが今、地元で一番懸念しているのは、富士山文化遺産登録が念願どおりかなったけれど、その後、文化遺産登録ってこんなはずじゃなかった

ということがあっては困るということです。そのことに我々も既に緊張感を持って、いろいろと当たっているわけです。

私は平成11年から15年まで富士吉田市長を担当させていただきましたが、平成13年ごろ、当時の小田原市長が富士吉田市に来ておっしゃったのは、神奈川、静岡、山梨がそれぞれ単独で情報発信や観光客の誘致など、いろいろ対応していて、市町村も右にならえの状況だと。京都、奈良、あるいは北海道、九州など観光地はいろいろあるけれども、まずは富士山を取り巻くゾーンとして、神奈川、静岡、山梨に大勢の観光客に来てもらってから、その三県でお客さんの取りっこをすればいいじゃないかということで、富士山を取り巻く市町村で市町村サミットというのを初めてつくりました。山梨のY、静岡のS、神奈川のKでY S K構想ということで、富士山を取り巻く市町村で市町村サミットというのは今日に続いています。

山梨県全体でなくて恐縮ですが、ともかくお客さんに北麓に来ていただく。観光地ではよくオプションツアーというものもあって、北麓でも山中湖、忍野、西桂、三つ峠、河口湖、豊茂などいろいろな観光地がありますが、北麓に来た観光客をそれぞれの市町村においていろいろな企画で取り合いをする。

そういう発想の延長で、また、富士山文化遺産登録後だと難しいというようなこともあって、知事の英断で、一昨年、1,400台の富士北麓駐車場ができました。それをつくった目的は、第一義的には富士山のマイカー規制に対する対応、あるいは災害のときの拠点というのがありますが、周遊観光の拠点という視点もあり、これも将来大変生きてくるだろうと確信しているところです。

そこで、すでにイコモスから、山梨・静岡両県に対して、地域の環境保全という状況の中で開発に対する懸念の問題について、2年あるいは3年をめどにボールが投げられてきていますよね。その山梨、静岡に投げられたボールの中身を、支障がない範囲でお聞かせください。

堀内観光部長

イコモスから確かに御指摘のように宿題が出ております。聞いているところによりますと、2016年までに管理計画を出しなさいという宿題が出ております。現在、企画県民部を中心に世界遺産推進課が事務局で、全体的にイコモスの勧告の実態を、どういう指摘がされているのかということの詳細に文化庁とも相談して、まずは宿題の中身をしっかりとつかもうということで検討が始まっていると聞いております。

武川委員

観光部としてはまだ他部局との調整が図られていない部分もあるのかもしれませんが、いずれにしても、もう既にイコモスから懸念するような宿題が投げられているということです。その辺の情報収集といわゆる傾向と対策につきましては、後手後手にならないようにしていただきたい。後手にならないようにしていただいた上で、もちろん富士山及び富士山の周りの自然も守りながらいろいろ対応していかなければなりません。一方において、そこに生きている人たちの生活というのものもありまして、その辺のバランスというのが非常に難しいわけです。また、観光業に携わっている人というのは全体からすれば限られています。もちろん広い意味で観光業に携わって、その観光業で地域が活性化してくるということで、それがだんだん広がって効果をもたらすことは間違いないですが、直接的には観光業ではない人のほうが多いわけです。その人たちからしてみると、結果として、何か規制やいろいろな縛りがかけられて、多角的な地域づくり、まちづくりが阻害されるのではないかという懸念もされています。

ですから、ぜひ縦割りではなくて、もうこの問題につきましては企画県民部も入って、部局横断的にやっていることは承知しておりますが、さらに横断的に情

報を適切に分析する。そして建前もあれば本音もあるわけですが、地域あるいは山梨県全体として、この文化遺産登録が結果としてこんなはずじゃなかったと言われることのないようにしていかなければ、今、生きている皆さんも我々も、後世に批判されることになるわけでありまして、その辺のところが大きな問題だろうと思っております。

昨年、知床へ視察に行きましたが、知床の場合は登録の年から翌年にかけては観光客が急増して、1年たったら激減したという状況も見たり聞いたりしてきました。富士山の場合には地理的に知床とは違いますから、日本のど真ん中、昨今の外国人観光客のゴールデンルートに位置づけられてはいますが、とにかく通っただけで、実際経済効果がなければ困ります。それで第一義的に観光を中心にした経済効果ですが、一方において、そうでない多くの人たちが、そのことによって規制や縛りがかけられて、地域の発展が阻害されるというような懸念があるので、その辺も十分認識していただきながら対応していただきたいと思っております。

まだこれから登録がなされるという段階に、登録後のことを余り質問しても、皆さん方も観光部という制約もあり、そしてまた、今の状況の制約もありますから、それ以上お聞きしません。ともかく私が言いたいのは、登録がされて、そんなはずじゃなかったと言われぬように、執行部、また、私どももともに頑張っていきたいと思っておりますが、ぜひそのことをお含みいただいて今後の対応に当たっていただきたいと思っております。

堀内観光部長

あとしばらくでかなうであろう富士山の世界文化遺産でございますが、私どもの認識としては、決してゴールではないと。今から始まるんだ、スタートだという認識でおります。確かに観光にとっては、世界に文化遺産という情報が流れるわけですから、非常に追い風でありまして、この追い風を全県下に及ぼすような仕組みをしっかりとやっていくということと、知事が本会議でも申し上げましたが、しっかりとしたもてなしを加えてやっていくことが、観光部としては非常に重要であろうと認識をしております。

また、委員の御指摘の、こんなはずではなかったと地域の人に思わせぬようにということでございますが、県庁全庁的な組織として世界遺産についての組織がございます。当然、対応策については地元の市町村、地元関係者を初め、皆さんの御了解を得て対応策というのを進めていかなければいけないと認識しておりますので、これからしっかりとした議論を進めて、皆さんに御了解いただけるような対応をとってまいりたいと考えております。

主な質疑等 農政部

※第79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-6号 「T P P（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

意見

武川委員 T P Pの交渉の参加につきましては、県内でも賛否両論がありますし、本県の産業への影響もありますし、国土保全の観点からも慎重に対応する必要があると思いますので、継続審査ということでお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(農作物の凍霜害について)

鈴木委員 本会議で凍霜害関係の質疑があって、知事も答弁をされたわけですが、まず、今年是全国的に凍霜害があったということでして、全国的な情勢を伺おうと思っております。桃なら早生種については和歌山県、あるいは中生・晩生種については長野県、福島県等々ございます。それから、デラウェアは山形県との競合、それから大房は長野県等々あるわけですが、農政部としてどのように捉えているのか、まずお聞きいたします。

河野農業技術課長 全国の状況につきまして御説明いたします。まず、今般の凍霜害の関係につきましては、主に山梨県以北の県が被害をこうむったという状況でございます。競合県については、和歌山県や岡山県では被害はないということで御了解いただきたいと思っております。

なお、ホームページや農政局に確認したところ、各県によりましてその被害の状況を出しているところと出していないところがございます。

まず、長野県の場合には果物が中心で、特にリンゴ、ナシ、柿などを中心に非常に大きな被害を受けております。これにつきましては、本県と同じように4月の凍霜害プラス、5月にも一度、凍霜害を受けたということで、最終的な被害額は35億円という状況になっております。

北の競合県である福島県、山形県につきましては、現在、被害の実態を調査中という状況でございます。

なお、近傍では栃木県において、ナシに対して被害があったということで、2億8,000万円余の被害という数字を出しています。

鈴木委員 わかりました。山梨県の場合は4月12日と4月22日、大きい被害が2回あったのですが、それ以外にも多分、低温障害があったことはわかっています。県議会といたしましても、我が会派もそうですし、他会派も被害調査あるいは対応について県内調査をいたしました。特に問題になるのは、笛川もありますけれども、標高600メートル以上で、特にスモモについては各園とも1割に満たない状況で、よくて2割ぐらいの収穫量になるということです。若干標高差があったのですが、標高550メートル付近で7割ぐらいは収穫できるということで、霜

道もありますけれども、スモモの被害が大きいという印象がありました。

甲州市で現地調査をしてから笛川に行ったわけですが、御存じのようにトウモロコシの産地です。非常に気がかりだったのが、トウモロコシ部会の副会長さんが開口一番おっしゃったことです。山梨県の県議会議員が来たって助けにはならないと、初めて行った私たちにおっしゃったんです。何ていうことを言うのだろうと思ったのですが、後で聞いてみますと、副会長さんはトウモロコシの二重トンネル栽培で、20アールぐらいつくられていたようですが、全面的に被害を受けたということで、ああおっしゃられたのも仕方がないかなと思いました。

災害を受けたときに、農協もそうなんです、中北農務事務所ではどんなふうに早期に対策をとったのかお聞きします。

河野農業技術課長 今回、凍霜害の関係について政務調査をしていただき、本当にありがとうございました。

私ども、農業技術課とすれば、今般の凍霜害が農家所得への影響を極力抑える観点から迅速な対応をさせていただいた経緯がございます。

トウモロコシに関しましては、特に12日に1回目の被害がございましたので、その日の午後、農務事務所（普及センター）が中心になりまして、JAと一緒に生産部会の方々を集めました。事後の対策、特に品質の保持のためにどうやって樹体を回復するかということで、具体的には液肥の散布という技術対策をとらせていただくとともに、それ以上の被害が起こらないように、トンネル内を適宜、適温にする換気についても、その場で徹底を図ったところでございます。

そういう中で、先ほど委員がおっしゃるように、政務調査の折に、県は何もしてくれないという発言が農家からあったということでございますが、これにつきましては、ひとえに私ども県の取り組み、特に普及センターの取り組みが農家の方々に理解されていなかった、不足だったというふうに原因を考えています。

県としましては、例えば補助金で農業施設の近代化を行ったり、農業生産基盤の近代化を公共事業でやるとともに、技術指導の高度化を通じる中で、農家経営の安定を図っているというのが3本の柱でございます。つきましては、今回の農家の発言を叱咤と受けとめる中で、今後の普及活動がより多くの農家に理解されるように、日ごろからよりきめ細かい活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

鈴木委員

やはり二重トンネル栽培で被害を受けた方々が悩んだのは、専門的に言うと、畑にするか、それとも水田にするかということだと思います。当初は、水田にする場合については、多分、7割、8割、被害を受けたところについては、トウモロコシの肥料、窒素分が残っていて、結局、水田をやめなければならない。追いまきをするかどうかですが、その辺は個々に任せたのかどうか。多分、指導したとは思いますが、どうなのかなという感じはしました。

それから、先ほど言ったトウモロコシについては共済制度がないわけだね。そうすると、確かに、貸してくれると言ってもお金は返さなきゃならない、利息も払わなきゃならない。まあ、どのぐらいの低利で貸してくれるのかどうかというのはあるけれども、少なくとも山梨県として、利子については何とかしようとか、そういう方向性の検討があったのかどうかお聞きします。

河野農業技術課長 まず、後作の関係でございますが、現場へ行きまして農家と話をする中で、個々の農家が、例えばスイートコーンの後はナスにするとか、またはそれを今度は野沢菜にするとか、いろいろ営農計画がございます。つきましては、その後の利用がある方につきましては、先ほど申しましたように、できる限り、被害を受

けたものも商品化できるような取り組みを指導しております。

そしてまた、後作の予定がない方につきましては、追いまきの指導についても、その農家の経営状況に応じて現場で経営指導を兼ねて指導をしてきたという状況でございます。

もう1点、資金の関係でございますが、県は常時、農業災害対策資金という制度を設けております。これは県信連に対しまして、県が1%の利子補給することによって農家に貸し付けるという制度でございます。それがメインの災害対策の関係の方法でございます。

ただし、今回の場合には、各農協が自分のJA資金を利用する中で1%資金というものをつくりまして、被害を受けた農家からの希望に応じまして貸し付けるという体制も農協によってはとっています。

鈴木委員

わかりました。最後になりますけれども、先ほど言ったように、これから特にブドウについては新芽で対応できて、被害も軽微で済むのかなという感じがします。桃については、品種によって非常に被害を受け、特に摘果作業をやられた方々にとっては非常に大変な状況です。なぜ大変かということ、今になりまして、変形果等が非常に多いわけです。それから、スモモもそうですね。その辺の作況調査も多分、農協を中心にしてやっていくと思いますが、特に桃なんかは早目に対応をしないと、ことし、JAもそうですし観光もそうですけれども、ちょっとうまくないと思います。特に桃について、県としてはどのような考え方ですか。

河野農業技術課長 桃につきましては、最終的な摘果を袋がけの段階でやっております。そのときに最終的な動向を踏まえる中で、作況を把握する中で、今般の農業災害の関係についてまとめてまいりたいと考えております。

鈴木委員

ありがとうございました。いずれにしましても、山梨県下で相当、打撃を受けた農家があります。農業の技術的にもそうなんですけれども、精神的にも非常にまいている生産者が多いということで、一宮の一部、あるいは後屋敷あたりの桃の農家というのは、ことし多分極端に減収になるだろうと思います。県を通じて農協からそういう方々には、手厚い指導というか心配りをさせていただきたいと思います。

災害の中で、山梨県の果物の生産量、それから販売金額がことしどうなるかはわかりませんが、いずれにしましても昨年よりは多分落ちる状況にはあろうと思いますから、その辺を勘案していただいて、農協に適切な指導等をしていただくようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

(農作物の共済制度について)

桜本委員

凍霜害ということも含めて、近年、ゲリラ豪雨など自然災害という部分で、農業経営を取り巻く環境は非常に厳しくなっていると感じています。困ったときの補償ということになると共済制度ということになるかと思うのですが、県内の共済に掛けている農家の比率というのは年々上がっているのでしょうか、下がっているのでしょうか。具体的な数字ではなくて構いませんので、山梨県の現状を教えてくださいませんか。

相原農政総務課長 果樹共済の加入率につきましては、おおむね20%となっています。桃、ブドウ、それから柿、スモモ等がありますけれども、大体平均約20%の推移の中で近年動いているという状況でございます。

桜本委員 山梨ならではの共済制度のあり方について、共済制度は民間のベースではありますが、果樹王国である山梨ならではの商品開発ができるように、ぜひ行政からも働きかけをしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

相原農政総務課長 新しい商品につきましては、一定の作付面積がなければだめとか、それから、掛け金の問題等もございまして、なかなかこれが難しいところもございまして。ただ、今ある共済制度については複雑だという話も聞いておりまして、内容については、例えば県のホームページに載せるとか、YBSラジオの農事メモに載せるとか、それからもう一つは普及センターだよりなどの広報媒体を活用するなどしまして、普及活動を行っているところでございます。

桜本委員 次に、富士山の世界遺産登録に関連して伺います。今回の世界遺産登録によってブランド力を高めるといった意味で、例えば富士北麓、河口湖のブルーベリーや鳴沢等の野菜など、その地域の果物や野菜を農業分野において、商標登録するなど何か検討されているケースはございますか。

丹澤農産物販売戦略室長 ただいま県では、JAと協力をして、農畜産物販売強化対策協議会を中心に事業を実施しております。そこでは桃やブドウ、サクランボなど、本県の生産量の多いもの、それに加えて野菜や甲州牛など農畜産物も含めて、昨年度つくりました富士の国やまなしの逸品農産物ということでPR活動を始めております。その中には既に中玉トマトなども入っておりますので、地域銘柄とあわせて今後、首都圏や関西圏に向けてPR活動を展開してまいりたいと考えております。

桜本委員 今回、そういった機会を通じて、その地域の生産物のブランド力を高めるといった意味も含めて、具体的に効果が出せるような戦略をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

丹澤農産物販売戦略室長 これまでは果樹、果物が中心でございますけれども、今後、山梨ブランドとして展開していく上で、幅広のラインナップをそろえるということが非常に重要だと思いますので、これから富士北麓の野菜等につきましても認証の基準、出荷団体の基準に合うものは拾い上げて、積極的にPRをしていきたいと考えております。

(中山間地整備事業について)

渡辺委員 先月、当委員会で上野原の中山間地整備事業、秋山村の富岡地区を現地調査いたしました。急傾斜地に大変美しい田園風景が広がる、あの景色を見まして、本当にいいことだな、よかったなと、そんな思いがしたところです。やはりこうした手厚い整備を進めていくことが、本県の農業を守る一番の基本かなと思います。谷の向こうの桜井地区で畑地の総合開発、整備という話も聞きましたけれども、現実に山梨県でどのぐらいの土地の面積の整備をしているんですか。その広さというものを伺います。

渡辺耕地課長 県内で農業農村整備事業をどのぐらいの広さで行っているかという御質問だと思いますが、どのぐらいの面積か今はお答えできませんが、地区数としましては全部で80地区程度で農業農村整備事業を展開しております。

渡辺委員 県の全部の農地は大体わかっており、耕作放棄地が三千何ヘクタールあると思

います。それでは、農業農村整備事業の面積については、後で資料を提出してください。

あの整備を見て、こういう整備をしていただければ、後継者の育成ということも可能かなと思いました。いわゆるいい土地があって、後継者がいないと農業続かないわけだから、ああいう魅力がある整備をしたことによって、農業をしたいと思う人もふえてくるだろうと思いますが、中山間整備事業を通しながら、その辺の感触はつかんでいますか。

渡邊耕地課長

委員がおっしゃるとおり、担い手対策と基盤整備というのは車の両輪だと考えています。担い手を育成してその担い手に基盤整備された有効な農地をスムーズに手渡していくというのが、やはり我々の仕事ではないかと思っております。ですので、中山間地域総合整備事業につきましては、委員がおっしゃった秋山の地区の話の中にございましたとおり、そこを整備することによって、そこで農産物を新たに販売して、それを例えば談合坂のサービスエリアで販売していくという流通の流れもできていますので、基盤整備をすることによって新たな担い手が育成されていくということについては十分考えられることだと思います。

渡辺委員

大変うれしい話ですけれども、農地の確保と後継者づくりは永遠のテーマですよ。ぜひ、面積も含めて頑張ってもらいたいと思います。

(農業への企業参入について)

もう一つ、農業の六次化ということで補正予算にも出てきましたが、企業参入もあって、そこで雇用の創出が図れるということがあれば、こんなにありがたいことはないし、うれしい限りですけれども、今、企業の進出の動きというのはどうですか。

相川担い手対策室長 平成24年度の企業の参入数は1年間で12社ございます。累計で76社になっております。去年は例えばイオンアグリとか、大型の参入が多かったので、面積も多くて46ヘクタールを使って、その従事者が農業を展開しております。

渡辺委員

ぜひ、さらに頑張ってくださいと思います。

(ブドウの簡易雨よけについて)

あと、もう1点、この間、会派で現地視察したときに、甲州市のブドウの簡易雨よけは非常にいい設備だと思いました。収穫量も変わらないし、耕作も楽だということですので、ぜひ広げてもらいたいと思いますが、今後の計画がありましたらお願いしたいと思います。

小野果樹食品流通課長 ことしの予定といたしましては、10ヘクタールの面積を確保したいと考えております。もう既に事業をスタートしておりまして、現状、4月に第一次の募集を行いまして、約2.3ヘクタールの施設の申込みがございました。既にその2.3ヘクタールにつきましては事業着手をして、ことしの作に間に合うように設置されていると聞いております。

また、まだこれから来年に向けて設置をしたいという農家がかなりあると聞いておりますので、残りにつきましては、第二次募集をかけて、設置を進めていきたいと思います。

また、この事業はあと1年、2年間を予定しておりまして、合計で20ヘクタールを想定しております。

渡辺委員 　　ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、ここから先、あと何年ぐらいかけてやるか、その辺ははっきりしていますか。

小野果樹食品流通課長 　本年と来年度の2年間を予定しております。

渡辺委員 　　我々から見ると、それは非常に期間的に短いと思います。農業はそれから永遠に続くわけですけれども、1年とか2年で終わってしまう理由は何ですか。

小野果樹食品流通課長 　この事業で効果を期待しているのは、ブドウの高品質化です。特に東京、大阪等の首都圏あるいは消費地で果専門店等で非常に高く売られているブドウは、高いレベルの品質が求められておまして、この事業をすることによって、そういった品質のものが確実に生産できます。そういったところを考えまして、大体2%程度がそういった高品質としての流通ということが想定されております。その2%ということから考えますと、例えばシャインマスカット、巨峰、ピオーネの3品種を予定しておりますので、それらの品種の生産量からして大体、まずはそのぐらいの面積ということでは計画をしたところでです。

　　ですから、今後、その効果等を見ながら、これはモデル事業になっておりますので、各農家への普及を図っていきたくと思っています。

渡辺委員 　　非常にいい品質の、高品質なものが生産されるということですので、農家の要望とかいろいろなことを考えながら、延長はあり得るということではいいですか。もう少し頑張ってもらいたいなという思いがありますが、どうですか。

小野果樹食品流通課長 　ここでちょっとお約束はできないので大変申しわけないのですが、とりあえず本年、来年の事業を確実に実施しまして、その効果等につきまして各農家に普及、PRを図っていきながら進めていきたいと考えております。

(農作物の鳥獣被害対策について)

土橋委員 　　実は、6月2日のことですが、甲府の武田神社のすぐ上でイノシシが5頭出沒して、住民が追いかけ歩いて、全部5頭とも仕留めたということです。

　　鳥獣被害対策政策提言等検討会の現地調査で、きれいに囲まれて電柵がしてあるようなところも見せてもらいましたが、農業被害ということになると、会社勤務をしながら、昔からの自分の土地にジャガイモをつくっているお宅では、ジャガイモをそっくり食べられてしまったそうです。ジャガイモだけでなく米も、収穫する寸前に出沒して、食べるだけ食べて、残った物もけもののおいがついてしまって、一切食べられない。

　　そういう状態で、実際、野菜の被害金額ということになると、実際、出荷してそれを売って生活している人たちではないから、共済にも入っていない。だけど、畑が2反、3反ぐらいあって、いろいろなものをつくっているのに毎年、イノシシにやられちゃって、生産する意欲がなくなってしまう。そんなことが、武田神社のすぐ上の相川地区などで起きています。

　　この件について県に話をしても、農政のことは市に任せていると言われる。市から上がってくれば対応するとか、農政は市に予算を盛ってあるとか言って、どこの所管なのかわからないから、実は市も県も両方来てもらって、実際にその状態を見せました。そのときに、例えば周りに民家がいっぱいあるので、イノシシが飛び歩いて怖いという話をしたら、「イノシシが人を食いつくわけじゃない」というようなひどい話もされました。また、通学時間に飛び歩いたイノシシがい

たという話でしたが、「そのイノシシが生徒、子供たちにぶつかったり、かみついたりしたんですか」なんていう会話まで出ました。本当にかみつかれたら全国ニュースになるようなことだと思います。甲府の民家がいっぱいあるところをイノシシが飛び歩いているというような話ですから、県と市がもう少し一緒になってやってくれないと進まないと思いますが、いかがでしょうか。

河野農業技術課長 鳥獣被害の関係につきましては、委員がおっしゃいましたように、都市的な地理の甲府市を初め、山梨県全体の大きな課題となっております。そういう中で特に県と市の連携の関係でございますが、現在、県下に4地域、各農林部署ごとに森林環境部と連携する中で、地域野生鳥獣被害対策連絡協議会というものを設け、駆除の担い手の関係、また、防除の担い手の関係等々の情報交換をする中で、地域一体になって鳥獣害防除に取り組める体制をつくっております。

なお、連絡協議会につきましては、当然、市も入っています。そして、当然、県も入っています。また、猟友会も入っていますし、それぞれ森林組合も入っている。地域におきまして鳥獣害の被害を受けている者全員が入って、総合的なものを検討しております。

土橋委員 今回5頭のイノシシが出没したという大きな話がちゃんと伝わっているかという、住民にしてみたらどうせ言っても何してくれるわけじゃないからという話になってしまう。検討協議会があるかもしれないけれど、そういう話がきちんとそういうところに上がっているかどうか。上がっていないとしたら、もう飽きられているということだと思いますが、どうお考えですか。

河野農業技術課長 鳥獣害の関係につきましては、生産に対する意欲の減退等が我々にとりましても本当に一番恐ろしい部分でございます。そういう生産意欲の喚起をするためにいろいろな対策をとっているわけですが、委員がおっしゃいましたように情報が連絡協議会で共有されているかという部分につきましては、今ここで即答できません。そういう地域の課題を県、市、農協で一体になって話をするために、対策を考えるために設けておりますのが協議会でございますので、また県からも市を通じて実情を一生懸命つかむ中で、地域に入って、地域に寄り添って、その対策ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

渡邊耕地課長 済みません、先ほど渡辺委員からの農村整備事業の実施面積という御質問ですが、山梨県全体で耕地面積はおおむね2万4,000ヘクタールでございますが、そのうち事業の実施面積はおおむね1万ヘクタールでございます。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※所管事項

質疑

(雇用創出奨励金制度について)

皆川委員 支給額のところで伺います。基本が60万円であるにもかかわらず、若年者や非自発的離職者の雇用について基本を上回る100万円を設定しているわけですが、その考え方というのはどういうところから出ているのですか。

半田労政雇用課長 先ほど説明しましたとおり、正規の常用雇用者につきましては60万円、非正規の常用雇用者につきましては30万円ということで設定させていただきました。他県の制度等を見ながら設定額を定めてきたところですが、全体的に見渡しますと30万円から50万円程度の設定の県が多いようでございます。そういう中で、多少上乘せをしまして、本県の誘致等に向けて優位性を発揮できるように設定をさせていただいたところであります。

皆川委員 これはやっぱり本県の有効求人倍率が全国で3.8番と非常に悪いから、簡単に言えば、それを克服するためにあえて100万円出したんじゃないですか。

半田労政雇用課長 おっしゃられたとおりでございます。もう1件、若年者であるとか離職者の関係がございますが、本県の若年者の雇用率というのは若干、他県に比べますと低い状況でございます。全国平均と比べまして8ポイントほど低い状況がありますので、そここのところの支援をしっかりとしていきたいと考えております。

また、離職者につきましても、近年何件か整理退職等があったわけですが、そここのところの再就職もまだ完全ではないということがありますので、その支援をしていきたいと考えております。

皆川委員 雇用計画を確認した上で支給するんですよね。だから、事業継続10年、雇用継続3年ということですね。これを具体的にどういうふうに確認するんですか。

半田労政雇用課長 まず、雇用につきましては、事業がスタートいたしまして1年たった段階で奨励金を支給する仕組みを考えております。その際に企業側の賃金台帳、採用通知、雇用保険被保険者証に係るハローワークからの通知、あるいは住民票といったものを確認して支給をしていきたいと考えております。

事業の継続につきましては、企業側に対しましては毎年、事業活動の報告を出させることにしております。そういう中で確実に確認をしていきたいと思っております。

皆川委員 1年たったらということですよ。例えば、事業継続の義務に違反した場合、奨励金の返還規定が設定してありますね。これは具体的にはどういうふうに返還させるんですか。

半田労政雇用課長 返還の細かいところまでは今現在詰まっておりますけれども、少なくとも雇用と、それから事業の活動を継続させるという条件を付しています。そういう中で雇用についての残っている期間であるとか、事業活動についての残っている期間、これに相当する奨励金額を返還させるということで考えております。

皆川委員 これは1人雇った場合も20人雇った場合も同じように対応するということですか。となると、例えば20人雇った、そのうち1人が脱落して辞めてしまった場合はどういうふうに対処するんですか。

半田労政雇用課長 先ほど申し上げましたとおり、細かい部分の詰めは今後行っていくつもりでありますが、まず要件としまして、例えば20人という業種であれば、やはり20人を雇用していただくことが大前提であると思っております。しかしながら、わずかの人数が雇用できないような範囲まで、全額を返還させるかという問題点もあると思っておりますので、雇用の人数に応じた対応もしていく必要があると思っております。

皆川委員 ちよつとわからない。20人のうち1人が2年で辞めちゃったという場合は、1人補充することは必要なんですか。それとも、そのままでもいいんですか。

半田労政雇用課長 原則は20人の雇用ということであれば、20人以上の雇用をしていただけるものと考えております。今、言われました、途中で自己都合なりで従業員が辞められる場合も中にはあると思います。それは企業側で補充をする手続をとっていただく。具体的に言えば、ハローワークに求職の手続をとっていただく必要があるかと思っております。

その上で、普通であればこういう雇用情勢ですから十分に満たされる、すぐにも充足できると思っておりますが、状況によってなかなか見つからない状況があれば、それは期間にもよりますけれども、ある程度企業側の努力も認めていく取扱いにしていきたいと思っております。

皆川委員 わかりました。次に、ここに助成金と補助金の併給が規定されています。産業集積促進助成金と情報通信関連企業立地促進費補助金と2つあって、これは企業が選択し支給できると書いてあるけれど、その理由はどのようなものですか。

半田労政雇用課長 業種のところで御説明をしましたとおり、産業集積の助成金と情報通信関連の補助金につきましては、対象業種が重複しているところがございます。そういうことで、どちらの制度も対象になり得る場合が出てまいります。そういう中で、産業集積のほうで申し上げますと、要件が5億円以上で、それから10人以上の雇用をした場合にこの助成金が支給される仕組みになっています。したがって、それに満たないような投資額の場合については、どちらかを選択する余地はないわけですが、要件を上回って両方が該当になったような場合につきましては、助成の仕組みによって有利、不利という問題も出てくる場合がありますので、どちらか、一般的に言えば金額の多いほうを選択によって選んでいただくこととなります。

皆川委員 この奨励金制度というのは、活用することでどの程度の雇用創出を見込んでいるのか。予想数字っていうのは示せるものかどうか。また、この制度をいつまで続けるかわかりませんが、雇用情勢が好転した場合はもちろん継続する必要ないんだね。この辺のところ、ちよつと難しいので部長に伺います。

矢島産業労働部長 1点目の雇用見込み数ということですが、これは今の時点ではなかなか数字を見込むことは難しいと思っております。ただ、私は、目標は高く掲げたいと思っております。当面500人の雇用創出を図りたいと考えております。なぜ500人かということですが、現在の山梨県の有効求人倍率は0.7であります。これを0.1ポイント上げて0.8台、こうしますと日本の各県との比較の中でちょうど中位ぐらいに上がりますので、ぜひそのぐらいまで押し上げたいという思いがございまして、0.1ポイント上げたい。0.1ポイント上げるというのはどういうことかといいますと、求人数を1,500人ふやさなければ0.1ポイント上がりません。その1,500人のうち1,000人は、実は予算をいただいて基金を使った雇用創出事業をやっております。ことし1,000人を目標に雇用創出をいたします。ということで、残りの500人をこの制度によって創出をしたいという思いから、500人という数字を掲げさせていただいたということでございます。

2点目の終期でございますが、3年のサンセット方式ということは今までは考えております。ただ、機械的に3年後に終わりということではございまして、その

ときの雇用情勢、それから、その3年間のこの事業の成果、そういったものを総合的に検討いたしまして、その時点で存廃を判断したいと考えております。

桜本委員 総体の費用というものがあ程度出てこなければ、こういった案というのは難しいんじゃないですか。その数字はまだ計算中ですから、そういう案を出されても、政策的な事業というのはお金あつての事業ですから、こういう案を出すのは時期尚早じゃないですか。

半田労政雇用課長 ただいまの御質問にお答えいたします。確かに予算を組み立てるに当たりまして、どのぐらいの事業費を見込むのかということは重要な要素だと思います。そういう中で、先ほど部長からも申し上げましたとおり、500人ぐらいを目標に取り組んでいくということで考えています。

近年の企業立地等の動向を見ながら、今後の実績等も加味しながら考えていくところでございますが、当面は500人規模の事業費を想定して進めていきたいと考えております。

桜本委員 この6月のこういった場面で案を出すということは、9月の補正予算で具体化するということによろしいわけですね。

半田労政雇用課長 短い時間で十分事業の制度の仕組みを説明しきれなかった部分もあるかと思いますが、実はこの制度は、御理解をいただいた上で、企業に対してこういう制度で山梨県として取り組んでいきたいという説明をしたいと思っております。

したがいまして、企業側の提案がございまして、予算計上させていただくわけですが、予算を支出する段階において、1年間の雇用を確認した後に支出をしていくことになると思っておりますので、当面、今年度中の予算計上というのは予定しておりません。

桜本委員 まだ具体的な制度設計ができていないということですが、今の求人倍率が0.7ですが、業種によって例えば介護や医療の求人倍率は非常に高い数値です。一方、例えば製造の分野は求人倍率が低く、市場によって非常にばらつきがあります。この山梨県の雇用の創出の現状という中で、県外市場をターゲットとしていますが、その職種としてのターゲットについてはどのようなお考えでしょうか。

半田労政雇用課長 最初のところでも御説明しましたが、職業別の求人の状況にはばらつきがございまして、例えば事務や生産工程という職につきましては、求職者は多い中で求人が少ないという状況があります。一方で保安や建設というのは、2.0倍を超えるような状況になっています。

そういう中で、例えば事務系の職の中で本社業務というところを県としては設定させていただいて、そういった職種のミスマッチの解消が図ればいいのかと思っております。

桜本委員 ミスマッチの解消というのは、いかに雇用が少ないところに雇用を生むのか。あるいは市場として、業界として、雇用者をふやしたいんだけど、なかなか来ない。要するに人の問題です。その辺のミスマッチについてはどのようなお考えですか。これでは一部のミスマッチに偏り過ぎていませんか。

半田労政雇用課長 先ほど事務系についてのみ御説明させていただきましたが、例えば生産工程

で言いますと、製造業等という業種も加えさせていただきまして、やはり近年、整理統合がありました中でそういった業種の離職者が多かったのも、そのあたりの求職をふやしていこうと考えたところでございます。

さらに、コールセンター業というようなものにつきましても、事務系の職に準ずるような職の提供ができると考えておりまして、そのあたりからも求職の幅を広げていただくことができるのではないかと考えています。

桜本委員

来年の当初予算というお考えであるのであれば、もうちょっと制度設計というのはしっかりとっていただきたい。例えば1つの企業を、この事業の中では10年という長いスパンで追っていきけるのかどうか。今までにもいろいろいきさつがあって、倒産してしまった企業や組合など、いろいろな問題を抱えたものを今現在も追っている。負の遺産として我々県民は負っているわけです。その中で、今度は手を変え品を変え、雇用の創出の奨励金という形の中で、1つの企業を10年間も追っていきけるのかどうか。10年一昔というよりも、今は5年一昔という時代ですが、10年という規模で見えていきけるのかどうか、考えをお聞かせください。

半田労政雇用課長 確かに御指摘のように経済のスピードもアップしておりますし、また、なかなか状況が見通せない中での対応ということで、苦慮が予想される部分もあります。しかしながら、現在におきましても産業集積の助成金のように県の中で同じような制度を持っているわけですが、その制度につきましても同じような事業継続、あるいは雇用継続という規定がございますので、そこら辺との横並びも考えながら対応していきたいと思っております。ただいまの御指摘の点につきましても、しっかりと受けとめまして、最終的な制度設計に検討を加えていきたいと思っております。

桜本委員

さきほど農業分野のほうでも世界遺産の問題に触れさせていただいたのですが、世界遺産ということになると、その中で、山梨県における商標登録といった分野について、県ではどんなふうに対応していますか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 商標につきましては、平成18年に山梨勝沼ということで中国で冒認出願がされまして、それに対する対応をしたところでございます。現在は庁内にプロジェクトチームを設けまして、観光部や農政部も入りまして、毎月、中国などでそういう出願がされていないかどうかということをチェックしております。

桜本委員

これから正式な形になってきますし、また、各企業がそういった商標登録をしたいというような相談業務については、どのように対応されているのでしょうか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 やまなし産業支援機構に補助制度がございまして、特許や商標登録の出願をする場合に申請料に対する助成を行っておりまして、できるだけそういうものをあらかじめ登録しておけるような体制をとっております。

桜本委員

今、具体的に相談されているケースはございますか。

櫻井海外展開・成長分野推進室長 現時点では承知しておりません。

主な質疑等 エネルギー局・企業局

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見

武川委員 これにつきましては、太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーの導入促進を図ることは必要ですが、稼働率の低さ等、さまざまな課題があります。それらを解決するためにはまだまだ時間が必要であります。現時点においては、既存エネルギーとのバランスのとれた推進を図ることは望ましいと考えます。よって、継続審査とする扱いでお願いしたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見

武川委員 先ほどの請願23-3号と同じ理由で、継続審査でお願いしたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(エネルギーの地産地消について)

渡辺委員 エネルギー局長もいらっしゃるのでお伺いしたいと思います。4月にエネルギー局ができました。知事が2050年までに地産地消ということを唱えてから推進戦略ということで、ロードマップも策定されましたが、今の山梨県のクリーンエネルギーの供給を見ますと、どうしても太陽光発電というものが一番普及可能なかなという状況です。

そこで幾つかお伺いしますが、この推進戦略では、短期目標は2015年、住宅用太陽光の出力を9万キロワット、また、戸建住宅への普及率を8.6%と掲げているわけですが、現状はどうなんでしょうか。

小島エネルギー政策課長 最新の状況といたしましては昨年度末の状況を把握してはいますが、住宅用の太陽光発電につきましては、約1万5,000軒の住宅に設置がさ

れておりまして、出力の合計はおよそ6万2,000キロワット、普及率は6.5%でございます。

ちなみに、一昨年度末ですが、約1万1,000軒に設置がされていまして、出力が4万5,000キロワット、普及率は4.9%でしたので、軒数、出力、普及率ともこの1年間で3割伸びています。

渡辺委員 順調に伸びているという印象があるわけですが、全国的に太陽光発電に対する関心は高まっていますが、全国的に見て本県の状況はどうでしょうか。

小島エネルギー政策課長 一昨年度末の普及率は全国10位でしたが、昨年度末にはランクアップいたしまして、7位になりました。

渡辺委員 住宅用を含めて、もう一方で事務所、いわゆる営業用、あるいはメガソーラーの普及というようなことも大きな関心があるわけです。2015年の導入目標が7万キロワット、メガソーラー22カ所という目標を掲げていますが、そちらの状況も教えてもらいたいと思います。

小島エネルギー政策課長 これにつきましても昨年度末の状況ですが、出力につきましては合計で2万5,000キロワット、うちメガソーラーは7カ所でございます。一昨年度末につきましては出力が2万2,000キロワットで、メガソーラーは3カ所でしたので、出力ベースで見ますと14%上昇しています。

渡辺委員 住宅に比べると少し遅いのかなという思いもありますが、申請状況を含めながら、今後の見通しについて伺いたいと思います。

小島エネルギー政策課長 委員御指摘のとおりでございます。やはりどうしてもメガソーラーといったものは設備も大がかりでございます。そのこともございまして、住宅に設置するのと比べて工期も比較的にかかるということもございます。昨年度末の状況ではまだ稼働が少なかったということで、伸び率も若干低いということがございましたが、既に今年に入りましてから3カ所で合計約5,000キロワット、新しくメガソーラーが稼働を始めました。また、私どもが把握をしているだけでも、今年度中に新たに7カ所、合計で2万1,000キロワットの出力を越えるメガソーラーが稼働する予定ということで承知をしております。

渡辺委員 背景の中に、いわゆる買取価格制度もありまして、そういう意味では非常に有利な太陽光発電という印象があるわけです。そうしたことからいって、私の村でもメガソーラーの計画を大変聞くわけですが、県で目指す2015年度の目標をクリアできそうですか。その辺も伺えればと思います。

小島エネルギー政策課長 今、委員からお話ございましたとおり、国の固定価格買取制度、再生可能エネルギー特別措置法という法律が制定され、昨年7月から固定価格買取制度というものが始まりまして、最初の3年間は意欲を高めようということで、比較的利益が出る高い金額で価格が設定されています。そうしたことが追い風になって、現在、山梨県は特にそうですが、全国的にも伸びている状況です。

そういうことで、当面はこの高い価格が、法制度上も担保されておりますので、これに追われながら、なおかつ、私どもも2015年度、比較的高い目標を掲げさせていただきまして、ハードルを上げたつもりでございます。

したがって、今の伸びが続くように、私どもとしても最大限努力をしてい

くことで、2015年度の短期目標をぜひとも達成していきたいと考えております。

渡辺委員

非常に明るい話かなと思います。

最後に伺いたいのは、今、行け行けどんどんというようなムードですけれども、しかし、太陽光発電もいわゆる耐用年数というのが一つありますよね。それから技術革新。どんどん新しいものが入ってくる。さらには特に南都留の場合は寒いところですから、屋根に設置して、雪害といったことを含めながら、屋根のものはどうなのかとか、いろいろ危惧することもあるわけですよね。

大事なことはやっぱり、2050年が終着駅じゃなくて、そこからずっとこれが続くわけですから、リスクも検討しながら、事業者とも、あるいは家庭の皆さん方ともお話をしながら前へ進んでいかなければいけないのだろうと思います。そうした取り組みについてはどのように考えていますか。考えがありましたらお願いしたいと思います。

小島エネルギー政策課長 エネルギーの地産地消を進めていく上で太陽光発電は大変重要だということで、委員からも御指摘がございまして、私どももこれを強力に押し進めているところでございます。やはりお話がございましたように、ただやみくもにふやせばいいというものではないのは当然でございまして、やはり県民や事業者の方々が将来を見据えて導入をしていただくということが大切だと思っております。

事業者の皆様方に対しましては、この4月にクリーンエネルギー総合窓口というものをエネルギー局で設置いたしまして、個々具体的な御相談を受け付けておりますので、その中で具体的な将来に向けたアドバイスといったこともさせていただいております。

それから、県民の皆様方に対しては、特に今年度から新規の事業といたしまして、山梨型住宅用太陽光発電モデルプラン募集事業という事業を始めます。名前がちょっと長いのですが、要は山梨の特性に合った太陽光発電設置のプランをいろいろな県内事業者から募集いたしまして、それを県民の皆さんに情報提供する。それで、見積りなどを県の窓口を通じてとっていくといったことの中で、かかわり合いを持っていきたいと思っております。そうした中で、どういうプランを選べば将来的にも大丈夫なのかといったようなこと、その家庭の事情に合ったようなものも含めて、お手伝いをさせていただくことも可能でございます。そういったさまざまな仕組みを通じまして、県民や事業者の方々に対して将来を見据えた導入を促していきたい、後押ししてまいりたいと考えております。

渡辺委員

大変前向きな取り組みについて伺いました。ありがとうございました。大事なことはやっぱり2050年に向けて知事が地産地消をやろうということですから、それに向けての決意、取り組みの状況を局長から伺いたいと思います。

松谷エネルギー局長 今、委員から地産地消の期待というお話も伺いました。昨年6月に県としてエネルギーの地産地消というものを掲げさせていただいて、この4月に私どものエネルギー局も創設され、その後、ロードマップも示させていただいております。そうした中で、2050年ごろという目標、37年後になるわけですが、遠い先ではなくて、そこを目指して着実に進めていかなければいけないと思っております。

今のところはまだ緒についたばかりというところでございます。しかしながら、何事も最初が肝心ということで、その最初の一步、二歩というところを間違えま

すと目標に届かないということもございますので、私どもエネルギー局局員全員、全力を挙げてその目標に向かって努力してまいりたいと考えておりますので、県議会初め県民の皆さんの一層の御支援と御協力をお願いしたいと思います。

その他 ・ 6月17日に県が出資している法人の経営状況に係る審査を行うこととされた。

以 上

農政産業観光委員長 石井 脩徳